キ　本入札に参加しようとする者、その役員若しくは使用人等又は下請負先若しくは委託先等が、次の各号のいずれの行為も行わないことを確約しない者
㈠　自ら又は第三者を利用して脅迫的言動、詐欺的言動若しくは暴力的行為又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。
㈡　自ら又は第三者を利用して甲の名誉、信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為
㈢　自ら又は第三者を利用して甲の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為
㈣　その他、前各号に準ずる行為
ク　申込書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、三重県内において日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省地方整備局又は三重県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。
ケ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。
⑵　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
ア　建設業法第27条の29に基づく建築一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。
イ　平成21年度以降に完成した下記㈠及び㈡の条件を満たす実績を１件以上有すること（確認申込書及び資料の提出期限までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）。ただし㈠、㈡は別々の工事でもよい。
㈠　宿泊施設の新築、増築および模様替工事で、対象床面積3,000㎡以上の元請けとしての設計施工実績を１件以上有すること。
㈡　宿泊施設の模様替工事で、対象床面積2,000㎡以上の元請けとしての施工実績を有すること。
ウ　日本郵政グループ各社発注工事で元請としての施工実績を１件以上有すること。
エ　次に掲げる要件をすべて満たす建設業法上の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、本工事の統括管理技術者として、工事着工の７日前までに、本件工事に専任で配置できること。
㈠　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここでいう同等以上の資格を有する者とは、一級建築士の免許を有する者又は一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者とする。
㈡　平成21年度以降に完成した下記Ａ又はＢの条件を満たす工事１件以上に、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としてＡの場合３か月以上、Ｂの場合３か月以上従事した経験を有する者。ただしＡ、Ｂは別々の工事でもよい
Ａ　宿泊施設の新築、増築および模様替工事で、対象床面積3,000㎡以上の設計施工実績。
Ｂ　宿泊施設の模様替工事で、対象床面積2,000㎡以上の施工実績。
㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
㈣　主任技術者又は監理技術者にあっては、資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に１年以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
オ　設計及び監理業務にあたる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
㈠　建築士法第23条第１項の規定に基づく一級建築士事務所に所属していること
㈡　平成21年度以降に完成、引渡しが完了した宿泊施設の新築、増築又は模様替工事で、対象床面積3,000㎡以上の設計業務又は監理業務を元請として履行した実績が１件以上あること。（設計業務の履行実績については、設計図による施工が完了していない場合でも、設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。）
㈢　設計及び監理業務の管理技術者として次の要件を満たす者を設計業務の開始から工事完了・引渡しまで配置できること。
Ａ　設計及び監理業務にあたる者にあっては、資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に１年以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある
Ｂ　建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有すること。
３　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。
ア　価格評価
イ　技術評価
㈠　施工に係る技術評価
Ａ　企業の技術力・施工能力
Ｂ　工事管理能力
Ｃ　品質管理能力
Ｄ　総合的なコスト縮減に繋がる提案
Ｅ　その他（近隣、周辺環境への配慮の提案）
㈡　設計に係る技術評価
Ａ　設計能力
Ｂ　監理能力
Ｃ　設計ＶＥ提案
⑵　総合評価の方法　下記の価格評価点と技術評価点の合計による加算方式とする。
ア　価格評価点
100×（１＋「平均入札率」－入札価格／予定価格）
※平均入札率＝入札価格平均額（予定価格超過分を含む）／予定価格
イ　技術評価点
上記⑴イの技術評価項目に係る評価点の合計点（満点60点）／２
評価にあたっては、提出された資料の内容についてヒアリングを実施する。なおヒアリングの結果によっては、減点することがある。
⑶　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、採用された入札時ＶＥ提案、価格及び企業の技術力をもって入札し、次の㈠及び㈡のすべての要件を満たす者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、次の㈠及び㈡のすべての要件を満たして入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。
㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㈡　総合評価に係る技術提案が最低限の要求要件（総合評価に係る技術提案が記載されていること。）を満たしていること。
イ　アにおいて、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、価格評価点の高い者を第一位順位者とする。
ウ　全ての入札参加者が予定価格の制限範囲外であった場合、随意契約に移行する。この場合、技術評価点の最も高い者を第一位順位者とし、価格協議を行う。
４　手続等
⑴　担当部署
〒105―8617 東京都港区新橋六丁目19番15号　日本郵政株式会社宿泊事業部管財担当担当　有田　潔史　電話03―5404―3024
⑵　入札説明書等の配布は、次のとおりとする。
ア　交付期間　令和元年９月30日から令和元年10月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）
イ　配布場所
上記４⑴の担当部署